

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 と 贈与の供 与 期 限 (注2)	署名日 署名地 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円	2019.3.18 マジュロ で (同日)	日本側 齋藤法雄在マ ーシャル大使 マーシャル側 ジョ ン・M ・シルク外務貿易大臣	2019.4.2 106号
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	550,000千円	2019.3.18 マジュロ で (同日)	日本側 齋藤法雄在マ ーシャル大使 マーシャル側 ジョ ン・M ・シルク外務貿易大臣	2019.4.2 107号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。